

## 高知県災害拠点病院機能強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県災害拠点病院機能強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、災害拠点病院の機能強化を図ることにより災害時の医療救護体制を強化するため、高知赤十字病院（以下「補助事業者」という。）が借り入れる新病院整備資金の償還（元金及び利息）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費（以下「対象経費」という。）等については、別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式によるものとする。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者が当該借入れに係る条件変更又は繰上げ償還を行うなど補助事業の内容を変更する場合は、事前に別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業者が当該借入れに係る債務免除を受けるなど補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければ

ばならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(6) 県税（地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金（年度ごとの補助上限額を含む。）の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 補助事業者は、新病院整備に係る収支が確定した日から起算して30日を経過した日若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式により当該収支を知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項に基づく報告を受けた場合において、交付決定額を変更するときは、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、毎年度、補助事業者が行う償還実績に応じて交付する。

- 2 補助事業者は、新病院整備資金に係る償還を行った日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式により償還額を知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項に基づく報告を受けた場合は、内容を検査し、適当と認めたときは、当該年度に係る補助金の交付額を確定する。
- 4 知事は、前項に基づく検査を行った結果、交付決定額を変更するときは、補助事業者に通知するものとする。
- 5 補助事業者が繰上げ償還を行い償還額が年度ごとの補助上限額を上回るようになった場合においても、当該年度の補助額は増額しない。
- 6 償還に係る条件変更等のために償還額が年度ごとの補助上限額を下回った場合の補助額は、当該償還額とする。
- 7 第5条第5号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 8 補助事業者は、第5条第5号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第2項の報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（補助金の交付の取消し）

第8条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は別記第7号様式によるものとし、補助事業の完了（最終償還）の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(情報公開)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成51年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号、第7条第8項、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 対象経費	2 基準額	3 補助額	4 補助期間	5 補助率
補助事業者が借り入れる新病院整備資金の償還（元金及び利息）に要する経費	<p>1,680,830,000円から、平成28年度から平成30年度までの間に補助事業者に交付された以下の補助金額を控除した額</p> <p>（1）医療施設近代化施設整備費補助金</p> <p>（2）救命救急センター施設整備費補助金</p> <p>（3）地域災害拠点病院施設整備費補助金</p>	<p>（1）新病院整備に係る支出額から収入額等を控除した額と第2欄に定める基準額とを比較して低い方の額を選定額とする。</p> <p>（2）（1）で算出された選定額に3分の2を乗じて得た額及びこれに対する20年間の元金均等年賦方式（年利0.01%）により算出される額（1円未満切捨て）とを合算した額を補助額とする。</p>	平成31年度から平成50年度まで (20年間)	定額

別表第2（第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。